第 1 号

令和3年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,063,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ905,113,053千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年6月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出 歳 入	予算補正			
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負 担 金		3,531,999	39,672	3,571,671
	1 負 担 金	2,762,488	39,672	2,802,160
2 国庫支出金		175,315,209	8,460,180	183,775,389
	1 国庫負担金	48,628,787	264,400	48,893,187
	2 国庫補助金	123,781,197	8,082,957	131,864,154
	3 国庫委託金	2,905,225	112,823	3,018,048
3 財産収入		1,302,333	84,371	1,386,704
	1 財産売払	424,876	84,371	509,247
4 繰 入 金		40,048,932	18,976	40,067,908
	1 基金繰入金	39,582,884	18,976	39,601,860
5 繰 越 金		293,041	299,222	592,263
	1 繰 越 金	293,041	299,222	592,263
6 諸 収 入		87,959,052	9,245	87,949,807
	1 雑 入	11,606,421	9,245	11,597,176

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 県 債		110,860,000	1,170,000	112,030,000
	1 県 債	110,860,000	1,170,000	112,030,000
歳入	合 計	895,049,877	10,063,176	905,113,053

	歳	出												
		款		項				補正前の額	句額 補 正 額			計		
									千円			千円	千円	
1	総	務	費						39,769,684		989	,523	40,759,207	
				1	企	画	費	B	8,610,226		989	,523	9,599,749	
2	民	生	費						110,599,479		73	3,233	110,672,712	
) 1	. →=	> ₁∟ ##	<u> </u>	00 550 704		_	7 400	00 500 454	
				1	任艺	()	祉 費	Ĩ	63,558,731			7,420	63,566,151	
				2	児童	重福	祉 費		38,831,417		53	3,748	38,885,165	
				3	生活	5 保	護費	Ē	4,792,379		12	2,065	4,804,444	
3	衛	生	費						79,186,584	4	, 395	,814	83,582,398	
				_										
				1	公事	き 御	生費		64,711,469	4	,000),716	68,712,185	
				2	環境	音衛	生 費		11,623,170		395	5,098	12,018,268	
					-46 - 7	0 143			, 626 , 6			,,000	12,010,200	
4	労	働	費						2,749,579		118	3,254	2,867,833	
				1	職業	巻 訓	練費		2,114,102		112	2,823	2,226,925	
				2	失う	€対	策 費		289,602		5	5,431	295,033	
5	農水	産業	林						63,425,934		210	716	63,745,650	
	小	庄 来	貝						00,420,904		318	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	03,743,030	
				1	農	業	費		17,265,140		221	,732	17,486,872	

±b.	15	建工芸の競	1± .⊤ \$5	÷ı
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 畜 産 業 費	2,180,029	92,000	2,272,029
	3 農 地 費	23,233,963	5,984	23,239,947
6 商 工 費		110,792,540	1,248,202	112,040,742
	1 商 業 費	96,958,399	1,248,202	98,206,601
7 土 木 費		82,097,944	1,969,080	84,067,024
	1 道 路 ^{1 橋} りょう費			
	' 橋りょう費	37,827,799	1,595,190	39,422,989
		4 0 47 400	000 040	5 450 740
	2 港 湾 費	4,847,103	306,640	5,153,743
	3 都市計画費	7 500 412	67,250	7,666,663
		7,599,413	07,230	7,000,003
8 教 育 費		142,338,058	208,370	142,546,428
		142,000,000	200,070	142,040,420
	1 教育総務費	34,538,021	179,630	34,717,651
	227 13 113 113 25	, ,	3,550	- ,,
	2 高等学校費	29,876,811	15,140	29,891,951
	3 特 別 支 援 9 校 費	13,178,118	13,600	13,191,718
9 災害復旧費		32,824,163	740,984	33,565,147
	纷 			
	1 総務災害	2,427,377	108,981	2,536,358
	. 民 生 ※ 実			
	2 民 生 災 害 旧 費		616,146	616,146

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 農林水産業 災害復旧費	13,041,143	7,339	13,048,482
	4 教育災害 4 復 旧 費	655,166	8,518	663,684
歳出	合 計	895,049,877	10,063,176	905,113,053

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事	項	期	間	限	度	額
街路事業費		令和 4 年 ~令和 (3(千円 64, 000
,			内訳 4 年度 5 年度			71, 500
		令和(6年度		29	92, 500

2 変 更

補	正 前		· 補 Ī	E 後	
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
1 離職者訓練等委託 業務	令和4年度	千円 169, 565	(補正前に同じ)	令和 4 年度	千円 · 216, 161
2 警察関係業務	令和 4 年度 令和 5 年度	1, 637, 176	(補正前に同じ)	令和 4 年度 ~令和 5 年度	1, 637, 670
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	978, 708 658, 468	,	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	979, 202 658, 468
3 情報処理関連業務	令和 4 年度 ~令和 8 年度	354, 481	(補正前に同じ)	令和 4 年度 ~令和 8 年度	431, 787
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	228, 471 40, 277 34, 644 34, 306 16, 783		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	305, 777 40, 277 34, 644 34, 306 16, 783

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
福 祉 施 設 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	千円 177,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
一	177,000	共団体金融機構、	(ただし、	半年賦元利均等
私立学校施設 4年発生単県		会社、その他	利率見直し	償還又は元金均等
週 午 発 生 早 県 災 害 復 旧 事 業 費	4,000	(借入方法)	方式で借り	償還、満期一括償
		証書借入又は証	入れる資金	還等
		券発行(他の地方	について、	ただし、県財政
		公共団体との共同	利率の見直	の都合により、繰
		発行を含む。)	しを行った	上償還をなし、又
		(その他)	後において	は借換えをするこ
		工事その他の都	は、当該見	とができる。
		合により、一部又	直し後の利	
		は全部を翌年度以	率)	
		降に繰り下げて借		
		り入れることがで		
		きる。		
		発行価格が額面		
		金額を下回るとき		
		は、その発行差額		
		をうめるため必要		
		な金額を加算した		
		額を限度額とする		
		ことができる。		
計	181, 000			

2 変	更	甫 正		\	補			後		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	前 - 償還の方法	限度額	正した。 起債の方法	利率	償還の方法		
		起頂の方伝	和事	貝座の万仏		起頂の方伝	不り 辛	貝座のガム		
道路橋りょう	千円	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円					
国庫補助事業費	6, 439, 000	財務省、地	以 内	含め30年以内	6, 802, 000					
*****		方公共団体金	(ただし、	半年賦元利						
道路維持国庫補 助 事 業 費	2, 724, 000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	3, 118, 000					
		その他	し方式で	元金均等償還、						
港湾建設国庫補 助 事 業 費	361, 000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	455, 000	(補 正	 E 前 に	 同 じ)		
畑 切 尹 未 賃	301, 000	証書借入又	る資金に	等	455, 000	(1111 111	. 60 (
都市公園		は証券発行(他	ついて、	ただし、県						
整備事業費	163, 000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	193, 000					
		体との共同発	直しを行	より、繰上償						
鉄 道 施 設 過年発生国庫		行を含む。)	った後に	還をなし、又						
補助事業費	317, 000	(その他)	おいては、	は借換えをす	425, 000					
		工事その他	当該見直	ることができ						
		の都合により、	し後の利	る。						
		一部又は全部	率)							
		を翌年度以降								
		に繰り下げて								
		借り入れるこ								
		とができる。								
		発行価格が								
		額面金額を下								
		回るときは、								
		その発行差額								
		をうめるため								
		必要な金額を								
		加算した額を								
		限度額とする								
		ことができる。								
計	10, 004, 000				10, 993, 000					